

特別養護老人ホーム ラポール三ツ沢 入居契約書

〔 目 次 〕

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第12条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第13条（損害賠償がなされない場合）
第3条（施設サービス計画の決定・変更）	第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（介護保険の基準サービス）	
第5条（介護保険の基準外サービス）	
	第六章 契約の終了
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第15条（契約の終了事由）
第6条（サービス利用料金の支払い）	第16条（契約者からの中途解約等）
第7条（利用料金の変更）	第17条（契約者からの契約解除）
	第18条（事業者からの契約解除）
第三章 事業者の義務等	第19条（契約の終了に伴う援助）
第8条（事業者及びサービス従事者の義務）	第20条（契約者の入院に係る取り扱い）
第9条（守秘義務等）	第21条（居室の明け渡し－精算－）
	第22条（残置物の引取等）
第四章 契約者の責務	第23条（一時外泊）
第10条（契約者の自己実現の権利）	第七章 その他
第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）	第24条（苦情処理）
	第25条（身元引受人）
	第26条（協議事項）

社会福祉法人いきいき福祉会

（2024年4月1日 改定）

_____（以下、「契約者」という）と社会福祉法人いきいき福祉会（以下、「事業者」という）は、契約者が自己決定により、特別養護老人ホーム ラポール三ツ沢（以下、「事業所」という）での人権を尊重した生活の場、及び事業者から提供される介護老人福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、人権を尊重し、地域生活者の一人として契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、生活の場の提供、及び契約者に対し第4条及び第5条に定める介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する介護サービスの内容は、施設サービス計画に定めるとおりとします。

3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、_____年 ____月 ____日から1年間とします。ただし、有効期間満了日までに、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

（施設サービス計画の決定・変更）

第3条 事業者は、事業所の介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得た上で決定し、施設サービス計画書を交付します。

3 事業者は、一年に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険の基準サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対し、生活者として普通に暮す為に必要な身体的ケアや相談等の精神的ケアを行い、社会生活上の便宜、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の総合的相談、指導を行います。

（介護保険の基準外サービス）

第5条 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 契約者が選定する特別な食事（行事食・出前等）の提供
 - 二 契約者に対する理美容サービス
 - 三 管理規程に定めるところに従って行う契約者からの預り金及び貴重品の管理
 - 四 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーションの提供
 - 五 契約者の希望による家電製品の電気使用料金
 - 六 契約者の希望により、個人で使用する日常生活に必要な物品の提供
 - 七 契約者の希望によるアロマセラピーの提供
 - 八 契約者の希望による複写物の代金
 - 九 その他、料金表に定められている料金
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

第6条 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分は介護保険負担割合証に定める割合に応じた額）に居住費、食費を加えた額）を事業者を支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者

に支払うものとします。

- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月27日に事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第7条** 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第8条** 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 5 事業者は、契約者に対する介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

- 第9条** 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

（契約者の自己実現の権利）

- 第10条** 契約者は、心身の変化により、自身の意思を実現する能力に障がいなどを生じた時には、成年後見制度を利用し、自身の自己実現をすることができます。
- 2 事業者は、契約者に成年後見制度の情報提供を行い、その手続きについても、契約者の求めに応じて同様に支援を行います。

（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 第11条** 契約者は居室及び共用施設、敷地を、生活の場として利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者は、事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

- 第12条** 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第14条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既の実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

（契約の終了事由）

第15条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立（非該当）又は要支援と認定された場合
- 三 要介護1又は2であって特例入所の要件に該当しなくなった場合

【特例入所の要件】

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。

④単身世帯又は同居家族が高齢・病弱である若しくは育児・就労等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

⑤上記以外の理由により、在宅で生活することが著しく困難であり、特別養護老人ホームへの入所が必要と思われる。

四 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

五 事業所の滅失や重大な毀損により、契約者にサービスの提供が不可能になった場合

六 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

七 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（契約者からの中途解約等）

第16条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ届け出るものとします。

2 契約者は、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3 契約者が、第1項の届け出を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

4 中途解約時の利用料金の計算は、第6条第6項の規定を準用します。

（契約者からの契約解除）

第17条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合

二 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合

三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

第18条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一 契約者または身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項

について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二 契約者または身元引受人による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、催告にもかかわらず催告日より60日経ってもこれが支払われない場合

三 契約者または身元引受人が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

五 契約者が介護保険施設や高齢者住まい法に基づく住まいに入居した場合もしくは自宅に住まいを移した場合

（契約の終了に伴う援助）

第19条 本契約が終了し、契約者が事業所を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

一 ご自宅に帰るために必要な支援（居宅介護支援事業者の紹介等）

二 病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介

三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者等、契約者に必要なサービスの紹介

（契約者の入院に係る取り扱い）

第20条 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再び事業所に入居できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等を利用する場合があります。

2 契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分））を事業者を支払うものとします。但し、契約者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

（居室の明け渡し－精算－）

第21条 契約者は、第15条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項と第22条に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第19条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第6項の規定を準用します。

(残置物の引取等)

第22条 事業者は、本契約が終了した後、契約者又は身元引受人に残置物の引き取りについて連絡するものとします。

- 2 契約者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後1週間以内に残置物を引き取るものとします。

但し、契約者又は身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

- 3 事業者は、前項但し書の場合を除いて、契約者又は身元引受人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は身元引受人に引き渡すものとします。

但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は身元引受人の負担とします。

- 4 事業者は、契約者が身元引受人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(一時外泊)

第23条 契約者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。

この場合、7日以上の外泊は双方の協議合意の上決定することとし、契約者は外泊開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定の料金を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

(苦情処理)

第24条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(身元引受人)

第 2 5 条 事業者は契約者に対し、身元引受人を求めます。ただし身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- 一 契約者の契約上の債務について、契約者と連帯して責任を負うこと。
- 二 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続を行うこと。
- 三 契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受入先の確保を行うこと。
- 四 契約者が死亡した場合に遺体及び第 2 2 条に定められた残置物の引取等の必要な措置をすること。

(協議事項)

第 2 6 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名又は記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

契約者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

(契約者との関係

)

身元引受人 住 所

氏 名

印

事業者 住 所

〒251-0862

神奈川県藤沢市稲荷345番地

法 人 名

社会福祉法人いきいき福祉会

代表者氏名

理事長

小川 泰子

印